

## 出張展示・サテライト地震防災センター実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、静岡県地震防災センター（以下、「センター」という。）の資機材を活用し、出張展示及びサテライト地震防災センター（以下「サテライトセンター」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、出張展示とは、県内各所でセンターが所管する資機材及び県が認める防災人材を活用した防災啓発展示を行うことをいい、サテライトセンターとは、第4条に掲げる団体等との共催により、県内各所に一定期間実施する防災啓発展示の開設又は展示を含めた研修等を実施するものをいう。

### (目的)

第3条 センターの防災啓発用資機材を活用し、県内各所で防災啓発を行うことにより、県民にセンターの概要及び自然災害に関する知識を普及し、広く県民が自然災害について「知る 備える 行動する」を実践し、県民の「自助」及び地域の「共助」による本県の防災・減災を目指すものである。

### (主体)

第4条 出張展示及びサテライトセンターは、次に掲げる団体等からの申請により行い、申請者の主催またはセンターとの共催による訓練やイベント等において実施する。

- (1) 国、県、自衛隊等の防災機関
- (2) 県内各市町
- (3) 県内に所在する企業等事業所及び業界団体等を含む各種非営利団体
- (4) 県内の自治会や自主防災組織
- (5) 県内の各学校
- (6) その他、危機情報課長が認める者

### (内容)

第5条 出張展示及びサテライトセンターは、次の内容を単体又は組み合わせて行うこととする。

- (1) 展示、体験イベント  
展示実施機関等が提供する施設（庁舎、体育館、ショッピングモールなど）で開催する防災イベントや集会での展示、体験
  - ・防災啓発パネル、被災写真、啓発映像、防災用品の展示
  - ・災害メカニズム実験装置の実演
  - ・災害VR映像による災害疑似体験
  - ・ダンボールベッドや非常用トイレなどによる避難生活体験
- (2) 研修
  - ・講演、講座、研修等の実施及び別会場での映像配信

- ・HUG、イメージTENなどの防災ゲーム
  - ・「わたしの避難計画」の作成支援
- (3) その他、県民への啓発に資する内容

(展示キット)

第6条 出張展示及びサテライトセンターは、別表1に掲げる展示キットを使用して行う。

2 展示キットは、原則、県職員が出張する場合は県が運搬し、県職員の出張を伴わない場合は申請者が運搬する。

(決定)

第7条 出張展示及びサテライトセンターは次の手順により決定する。

- (1) 静岡県（以下「甲」という。）は、第4条に掲げる団体等（以下「乙」という。）と調整し、展示キットの使用期間を決定する。
- (2) 乙は、甲と第5条に規定する防災啓発の内容を協議した後に、実施申請書（様式1）を甲へ提出することとする。
- (3) 甲は、実施申請書（様式1）を受理後、実施決定書（様式2）を乙へ交付する。

(実施)

第8条 出張展示及びサテライトセンターの実施は、次のとおりとする。

- (1) 出張展示及びサテライトセンターは、実施決定書（様式2）に基づき甲及び乙の主催又は共催により実施するものとし、甲は、実施までに、パネル展示における説明内容、機器の取扱い、会場設営にあたっての留意点などについて乙に説明する。
- (2) 展示キットの移動及び設置は、その費用負担を含め、甲乙が協議の上、決定する。
- (3) 乙が展示キットを運搬・設置する場合は、乙が展示の設置後すみやかに展示キットに損傷等がないかを確認し、損傷がある場合はこれを記録して甲に報告すること。また、展示終了後も損傷等の有無を確認し、損傷等を発見した場合にはこれを記録して甲に報告するものとする。
- (4) 甲は、乙と協議の上、出張展示又はサテライトセンターの実施に必要な展示キットの解説員、体験補助者及び研修等の講師として、第9条に規定する外部防災人材を活用することができる。

(外部防災人材の活用)

第9条 外部防災人材の活用は、次のとおりとする。

- (1) 外部防災人材は、次に掲げる者とする。
  - ・静岡県防災士の知事認証を受けた者
  - ・その他、危機情報課長が認める者
- (2) 外部防災人材は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - ・県民及び自主防災組織に対する防災啓発業務
  - ・その他、甲又は乙が指示した業務
- (3) 乙が第4条(2)県内各市町の場合、外部防災人材の活用を希望することができる。この場合、甲と協議の上、活用申請書（様式4）を甲に提出する。

- (4) 甲は、活用申請書（様式4）を受理後、外部防災人材の活用を決定し、乙に様式5-1にて通知する。
- (5) 前項の決定により、あるいは甲が出張展示またはサテライトセンターを実施する際に、外部防災人材を活用する場合は、甲は、様式5-2により、外部防災人材へ啓発業務への従事を依頼する。
- (6) 甲は、前項に掲げる外部防災人材に対し、報償費として、1時間あたり1,500円を支給するものとする。

#### （実施報告）

第10条 乙は、完了後速やかに、実施報告書（様式3）を甲に提出する。また、外部防災人材を活用した場合は、活動報告書（様式6）を併せて甲に提出する。

- 2 甲は、乙と協議の上、乙に対し、実施日ごとの来場者数や別に定めるアンケート結果の提出を求めることができるものとする。

#### （所掌）

第11条 出張展示及びサテライトセンターの実施に係る事務は、危機情報課（静岡県地震防災センター）が所管する。

- 2 出張展示及びサテライトセンターに係る市町の意向調査や運営については、各地域局が支援する。

#### （個人情報取扱い）

第12条 甲及び乙は、出張展示及びサテライトセンターの実施に当たり取得した個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

また、出張展示及びサテライトセンター以外の目的のために、自ら利用または提供してはならない。

#### （損害賠償）

第13条 出張展示及びサテライトセンターの実施において、乙の責めに帰すべき事由により、展示キットに破損、紛失等があった場合は、乙の負担により現状に回復するものとする。

#### （その他）

第14条 この要領に記載のない事項については、甲乙が協議の上、決定する。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。